

第2号議案

業務規程変更の認可申請について

(案)

電気事業法第28条の4第3項の規定に基づき、第3回理事会で議決した業務規程の変更について、第1回通常総会において会員からの承認が得られた場合には、別紙の業務規程変更認可申請書により経済産業大臣に認可申請を行うこととする。

また、経済産業大臣から認可を受けるまでの間の字句修正について、第1回通常総会においてその権限が理事会に委譲された場合には、理事会として当該字句修正を理事長に一任する。

以 上

別紙：業務規程変更認可申請書